

目的	目標	事業実施方法	目標値及び実績			大阪府の自己評価		第三者の意見	
			目標値	実績	達成度	評価	評価の概要		
農畜水産物の安全性の向上	安全性向上措置の検証・普及のうちの農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及促進	食品衛生法に基づくコメの国内基準値への対応を進め、より安全な農作物の供給体制を確立するため、コメ中のカドミウム濃度の低減を図る必要がある。さらに、ヒ素の国際基準値が設定され、ヒ素の特性も考慮した低減技術の実用化が求められており、カドミウム低吸収性稲品種の実用化や、土壌管理による吸収抑制技術の実証を行った。	カドミウム低吸収性イネの実証試験及び展示の実施面積	10a	10a	100%	A	大阪府において食品衛生法に基づくコメの国内基準値への対応を進め、より安全な農作物の供給体制を確立するために、カドミウム低吸収性イネであるコシヒカリ環1号の適用性、間断灌漑のヒ素含量低減への有効性が示されたことは有意義と考える。	大阪府が目指す安全安心な農産物の提供について、農地面積の半数程度を占める水稲作におけるリスク管理の一つとして、カドミウムやヒ素などの有害物質の吸収抑制技術の確立が求められている。大阪府における環1号の適用性試験はこの目的にかなったものである。さらに、大阪府の場合、平野部から中山間地、また北から南まで幅広く水田が分布しており、作付け時期や品種も様々であるのが特徴といえる。したがって、本事業で取り組まれているように、大阪府の代表的な品種について、吸収抑制技術を実証することは有意義と考える。全国的に取り組まれている当事業のさらなる推進は、水管理とカドミウムおよびヒ素吸収の関係解明を図る上で極めて重要であり、他府県の成果と併せての活用を期待したい。
	安全性向上措置の検証・普及のうちの食品の安全性向上措置の検証	有害化学物質の低減化技術の検証 国のプロジェクト研究成果を基に、地域に適合した硝酸塩低減技術を確立するための栽培試験を実施し、硝酸・カドミウムを分析した。 (目標値の考え方) 3作物(シュンギク・コマツナ・大阪シロナ)×2肥料区×3土壌改良材試験区＝類型数18	有害化学物質及び有害微生物のリスク低減化技術の検証対象とする類型数	18類型	18類型	100%	A	有機質の剪定枝堆肥の利用は、植物のカドミウム吸収を抑制できる可能性が示されたため、今後の安全な農産物の生産・供給を踏まえて、土壌改良の推進に向けた啓発的意義は大きいと考えられる。	これまでに実績のある剪定枝堆肥を有効活用するための試験区を工夫し、本事業を目標とおり実施することにより、カドミウムや硝酸の低減効果を実証したことは、大いに評価できる。 葉菜類は大阪府の農業の基幹作物であるため、土壌中に存在する有害化学物質のリスク管理は極めて重要である。引き続き多方面からデータの収集を図ることが大阪の安心・安全な農業生産の実現にとって重要と思われる。
農畜水産物の安全性の向上	農薬の適正使用等の総合的な推進	(1) 農薬安全使用の推進 食用・非食用にかかわらず農作物の病害虫防除に使用される農薬は、使用方法を誤ると農作業従事者のみならず周辺環境や府民生活に悪影響を及ぼす可能性がある。 このため、農薬使用・販売者等を対象とした講習会の開催するとともに、農薬使用状況の確認・記帳指導を実施し、農薬適正使用の一層の推進を図った。 (2) 農薬の適切な管理及び販売の推進 現在、府内における農薬販売所の届出件数は約5,700件となっている。これら販売所において農薬の販売が適正に行われるよう、農薬使用・販売者等を対象とした講習会を開催するとともに、立入検査を実施した。 また、農薬の適正管理等の一層の推進を図るため、農薬管理指導士の養成(更新)研修を実施した。 (3) 農薬残留確認調査の実施 府が推進する大阪エコ農産物認証制度において認証を受けたエコ農産物及び農薬登録が少ない地域特産農産物等の農薬残留状況の調査を行うことにより、登録保留基準への適合状況を確認し、農薬の適正使用及び登録拡大の推進を行った。	農薬の不適切な販売及び使用の発生割合	4.6%以下	0%	105%	A	農薬の販売者や使用者等に対して、継続的に農薬安全使用に係る現地指導や記帳指導を行うとともに、啓発資料の配付や安全使用講習会等を実施した。 その結果、農薬販売者への立入検査等において、農薬の不適切な販売・使用事例は見られず、その発生割合を4.6%以下とする目標を達成しており、本事業は評価できる。	農薬の安全使用ならびに適切な管理及び販売の推進を目的として、残留確認調査や、研修・講習会の開催、加えて農薬管理指導士の育成を推進するとともに、多数の立入検査や記帳指導も行った。農薬を使用する現場での指導を充実することによって、消費者の食の安全につながる農薬の安全使用の総合的な推進という本事業の当初目的は達成できたと評価する。
	畜産物の安全性の確保	○畜産農家への飼料の安全性確保のための普及、指導、調査活動 消費者に安全・安心な畜産物を供給するため、府内畜産農家(平成28年1月現在の戸数は牛飼養農家38戸※、豚飼養農家7戸、鶏飼養農家20戸)に対し、飼料の安全性確保のための普及活動や巡回指導等を行う。 ※うち1戸、複数畜種飼養 ○飼料等の使用・流通段階における遵守状況の監視・指導 飼料等の使用段階(畜産農家等)65件と販売段階(販売業者等)並びに地域流通飼料の製造段階(製造業者等)248件に対し、飼料の安全性確保及び品質の改善に関する法律及び関係法令等の遵守状況について立入調査と必要に応じ指導を行う。 ○飼料の安全性監視のための調査分析 府内畜産農家において飼料添加物等の適正な使用を確認するため、使用実態調査を行うとともに、生産された畜産物(生乳、鶏卵)について飼料添加物残留検査を実施する。	飼料安全法令等の遵守の徹底を図るための畜産農家等への巡回指導及び飼料等の使用・販売・流通段階における監視指導割合	32.3%	32.9%	102%	A	飼料販売業者のうち府内流通事業者を中心に巡回指導を実施した。また廃業(休業を含む)農家を除く畜産農家の全件で使用段階における巡回指導を実施した。 飼料添加物の残留検査は、生乳・鶏卵を出荷する全ての畜産農家で実施し、結果は全検体陰性であった。	今後も引き続き、飼料の供給者および使用者へ安全性確保に向けた検査、指導を積極的に実施し、安全安心な畜産物の生産を推進してきたい。
伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進	(1)監視体制の整備 BSE検査・動物由来感染症監視体制の整備等 (2)危機管理体制の整備 病性鑑定ネットワークの構築等 (3)家畜衛生対策による生産性向上の推進 慢性疾病低減対策等 (4)畜産物の安全性向上 鶏卵衛生管理体制整備等 (5)家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備	家畜衛生に係る取組の充実度	101.1%	103.1%	102%	A	畜産農家や関係団体等に対して、家畜保健衛生関係情報提供として、家畜保健衛生所情報の発行(19回)、府関係部署や市町村職員、大学生を対象とした高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の防疫講習会の開催(12回)、畜産農家や関係団体等を対象に家畜飼養衛生管理の改善・向上のための講習会の開催(3回)等、疾病の発生予防や蔓延防止に取り組んだ。 疾病発生件数は目標(8件)より少なく、7件であった。検査実施数については、畜産農家の廃業や休業もあり、農家戸数、家畜頭羽数ともに減少しているため、当初目標よりやや少ない検体数であったが、達成度は102%となり、評価はAであった。今後は、各農家において積極的な検査をすすめることと、きめ細かな指導を実施し、疾病	日頃から疾病発生予防、蔓延防止に取り組み、家畜衛生の向上に寄与している点を評価します。 疾病発生件数は目標値以内にとどめ、検査実施数も目標値には届かなかったものの、達成度は102%で評価はAとなったことを評価します。今後は、家畜伝染病の発生低減に向けた衛生管理の取り組みをより一層実施してきたい。
	養殖衛生管理体制の整備	(1)総合推進会議の開催等 全国会議等への出席及び府内の給餌養殖業者を対象に内水面地域検討会を開催し、情報提供や意見交換等を行った。また、内水面漁業協同組合を会員とする大阪府内水面漁業連絡協議会にも出席し、情報提供や意見交換を行った。 (2)養殖衛生管理指導 養殖場に対する水産用医薬品の適正使用指導を実施するほか、養殖衛生管理技術に関する講習会を開催した。 (3)養殖場の調査・監視 水生生物センターの職員が養殖場に行き、水産用医薬品の残留検査用の検体を採取するとともに、養殖漁業者に対し指導等を行った。養殖場で採集した検体について、に検査委託を行った。 (4)疾病の発生予防・まん延防止 疾病の発生予防・まん延を防止するため、養殖経営体に対し、現地調査を実施し、情報の提供及び指導を行った。	養殖衛生管理指導を実施した経営体数の割合	100%	100%	100%	A	養殖衛生管理指導を実施した養殖等経営体数の割合は、昨年度と同様に100%を維持しており、養殖衛生管理の実施及び疾病に対する養殖等経営体の安全意識が高くなったと考えられることから、事業の実施方法等は適切であったと考える。	府内全ての養殖等経営体に対し養殖衛生管理指導を実施し、目標値の向上に努めていることから、事業実施方法は妥当であると考えられる。 今後も府民の健康安全の確保に向け養殖衛生管理を徹底するため、巡回指導を重視した事業の継続をお願いしたい。
伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	病害虫の防除の推進	○病害虫の発生予防・まん延防止 本府の重要野菜であるナスとキュウリの病害虫について、国のIPM指針に基づいて本府のIPM指針の更新を試みるとともに、IPM技術の普及を推進する必要がある。施設栽培キュウリおよび露地ナスにおいて薬剤抵抗性発達が著しいアザミウマ類等の害虫に対して基本的なIPM技術に加え生物的防除の導入を試行し、普及部門と連携して積極的な普及の推進を図った。 ② 害虫防除農薬環境リスク低減技術確立 《ア 天敵、フェロモン等を利用した防除技術確立》 本府の基幹果樹であるブドウ、イチジクの病害虫(アザミウマ類、カイガラムシ類、灰色かび病、晩腐病、株枯病等)について、国のIPM指針に基づいて本府の農薬環境リスク低減技術を確立する必要がある。本年度は上記作物の病害虫について、普及指導員・営農指導員・農家が容易に取り組める予察手法や防除適期判断、フェロモン利用、物理的防除技術の組合せにより農薬リスク低減技術の開発・確立を図った。 《イ 農薬散布量低減化技術》 本府の基幹品目に対して多大な被害をもたらす病害虫(キュウリのアザミウマ類、クワの黒色実腐病)に対して、国のIPM指針に基づいて本府の農薬環境リスク低減技術を確立する必要がある。本年度は上記作物の病害虫について、普及指導員・営農指導員・農家が容易に取り組める物理的抑制技術を開発・普及するとともに、農薬散布頻度の低減を図った。 《ウ 基幹的マイナー作物病害虫防除技術体系化緊急確立》 本府の基幹的マイナー作物である菜ゴボウ(アブラムシ類)、ズイキ(黒斑病)、非結球アブラナ科伝統野菜の病害虫について、農薬環境リスク低減技術を確立する必要がある。本年度は上記作物の病害虫について、普及指導員・営農指導員・農家の協力を得てマイナー作物の薬剤登録を進め、防除技術体系の確立を図った。	農薬環境リスク低減の現状からの向上率	107%	107%	100%	A	総合的病害虫管理(IPM)普及推進及び病害虫防除農薬環境リスク低減技術確立に取り組んだ結果、目標とする農薬環境リスク低減値を概ね達成することができ、本事業は評価できる。	現地ならびに府の研究機関で実施した病害虫の防除に関する普及推進ならびに技術確立の成果は、直ちに生産現場に普及できる技術であり、また、天敵を有効に活用する技術の開発を試みるなど、将来普及できる技術開発にも積極的に取り組んでいる。設定した目標値も概ね達成しており、本事業の当初の目的は達成できたと評価する。
	重要病害虫の特別防除等	○感染状況の調査 国の基準に基づいて発生確認調査を実施し、府内における感染樹の発生状況を確認した。 ○感染樹の補償 植物防疫法第20条第4項に準じ、農業者等からなる第三者により補償単価を策定し、補償を行った。 ○感染樹の処分 植物防疫官に指定された感染樹について、伐採・抜根・焼却処分を行った。	対象病害虫の調査・防除等の総回数	80	80	100%	A	目標としていた対象病害虫の調査の延べ回数80回を達成できた。	大阪府内において重要病害虫の侵入が予測される5カ所のかんきつ類主要栽培地域について、トラップの設置により継続的に80回もの侵入調査を実施することで、現時点での当該害虫の侵入が皆無であることを明確にしており、本事業の当初の目的は達成できたと評価する。
			対象病害虫の調査・防除等の総回数	ブラムボックスウイルスのまん延防止	ブラムボックスウイルスのまん延防止	-	-	発見された感染樹及び感染の疑いのある樹木を伐採・抜根・焼却処分し、また、感染樹が発見された周辺については国の基準に基づく発生確認調査を行うことにより、ウメ輪軸ウイルスのまん延防止を実施した。	大阪府内で発生が確認された地域については国の基準に対応した調査を実施し、感染が確認された植物等についても適正に処分をしており、本事業の当初の目的は達成できたと評価する。